

各種外部団体に関わる執筆、会合参加等を行う際の留意点について

公益社団法人日本公認心理師協会倫理委員会

2023年5月29日発行

公認心理師は、国家資格を保持する者として、社会的責務とその言動の影響力を一層重く感じ、受け止めなければなりません。公認心理師には「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行う」（公認心理師法第2条第四号）職責があり、知見を社会に還元することが求められるわけですが、その際に各種外部団体等との関わりが生じることがあります。

それらの団体は、学術団体、公的機関に留まらず、各種法人、営利団体、社会活動団体等多岐にわたることが考えられます。これらと関係を持つ際には、公認心理師の職業倫理の観点からも不適切な行いとならないよう、また社会からの信頼を損なうことのないように、専門資格保持者としての自覚と節度と十分な注意をもって行動することが重要です。

このような観点から、各種外部団体と関わる際の基本的留意点を整理しておきます。

（1）各種外部団体と関わる場合の基本姿勢

- ① 日本公認心理師協会倫理綱領第2条には「会員は、人権を尊重し、国籍、人種、思想、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済状態などにかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重する」とあり、また、同倫理綱領第11条には「会員は、出版、講演、研修活動、各種通信媒体による情報発信などにおいて、専門家としての十分な配慮と節度を保つ。」と記されている。

第2条は、「正義」の倫理基本原理に基づいて「人権の尊重」及び「公平性」を規定するものであり、一義的には支援対象者の属性による差別をしないという趣旨である。また、心理支援者側も個人として思想、信条の自由があるので、特定の思想、宗教を持つことは自由であるが、職務としての心理支援は心理学の科学的、専門的知見に則って行うべきものであり、要支援者の自律性と心情の自由を尊重しつつ、偏りのない姿勢で支援を行うべきことも含まれていると考えられる。

更に、上記の延長として、個人や団体による差別や偏見に基づく行為、その他人権侵害に当たり得る行為には加担するべきではなく、また、加担していると受け取られる行為は避けるべきである。そうした行為は、公認心理師個人のみならず、公認心理師全体の社会的信頼に影響するおそれもあるため、外部の団体と関わり、広義の発信を行う場合には、第11条に定められるような相応の注意を払う必要がある。

- ② 外部団体としては、政治団体、宗教団体、営利団体等が考えられ、それぞれ留意すべき点は異なる。政治団体は思想・信条、宗教団体は信仰について、営利団体では、便宜供与、利益相反についても注意を払う必要がある。

（2）執筆、講演依頼等を受ける場合の注意

- ① 公認心理師との関わりとしては、機関紙、広報誌等への執筆依頼、取材依頼、講演依頼、活動への後援・共催・推薦依頼、顧問就任依頼などが考えられ、それぞれ注意が必要である。

これらの依頼は、団体の社会貢献活動の一環としてなされることが大多数と考えられるが、ある種の団体では、専門家との関係を団体の権威付け、信用付与を目的とする広報活動の一環として行う場合があるので、依頼の意図を的確に把握する必要がある。また、執筆、講演などの記録が、インターネットを介して想定外の範囲に知られる可能性にも配慮する必要があるので、情報の利用範囲を把握しておくことも重要である。

- ② 多くの団体は、広く社会的認知を受けている存在であり、その関わりによって、公認心理師の公平性が疑われる可能性は少ない。また、このような団体については、公開されている情報から検討することが可能であるが、一部の団体は、その団体の実態（本態）を隠して依頼してくることがあるので注意が必要である。何らかの依頼があった場合には、知り合いも関わっているからなどの理由で軽く判断せず、別の角度からその団体に関する情報収集をする習慣をつけることが望ましい。
- ③ また、前項に記したような団体は巧妙な接近をしてくる場合が多く、気づかずにかかわりを持ってしまうこともあり得る。事後に不適切な事態が判明したときには、以後の関わりを絶つこと、場合によっては謝金などの返還をすることなど、必要な対応を取ることが望ましい。

(3) 疑義のある事柄を発見した場合の会員としての行動

- ① 倫理綱領第 12 条には、「会員は、専門職団体としての協会の活動に参加・協力し、後進の育成に尽くすとともに、職能と職域の発展のために相互に律し合い、高め合う。」と記されている。具体的な行動は記されていないが、規定の主旨からすれば、まず、当該の事柄に関わる人物に接触が可能であれば、直接、間接に注意喚起を行うことが考えられる。それができない場合、あるいは当該人物が耳を貸さないなど場合で、事態を放置すると専門職の社会的信用を失墜させるおそれが非常に強い場合には、守秘義務に十分留意したうえで周囲と情報共有を図っていくなどの対応が考えられる。
- ② なお、十分な確認と配慮をせずに SNS 等を活用してこういった内容を発信することは、SNS の拡散性、統制不能制などから、想定外の結果を生じる可能性がある。結果的に職能への信頼を毀損することになりうるので、倫理綱領第 11 条に記載されているように「十分な配慮と節度を保つ」ことが肝要である。発信によって大きな損害が生じた場合には、公認心理師法第 40 条で禁じられる「信用失墜行為」にもつながる可能性があるため、厳重な注意が必要である。
- ③ SNS 発信に関わる留意点などについては、当協会倫理委員会による「ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) を利用した情報発信における留意点」(一般社団法人 日本公認心理師協会 倫理委員会 2022 年 11 月 10 日発行) を参照されたい。